

令和2年

第4回東栄町議会臨時会

会議録

令和2年11月30日（月）

令和2年第4回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 令和2年11月30日(月) 開会 午後 4時00分  
閉会 午後 4時30分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 伊藤 芳孝	2番 森田 昭夫
3番 山本 典式	4番 浅尾もと子
5番 加藤 彰男	6番 伊藤 真千子
7番 伊藤 紋次	8番 原田 安生

不応招議員 なし

出席議員

1番 伊藤 芳孝	2番 森田 昭夫
3番 山本 典式	4番 浅尾もと子
5番 加藤 彰男	6番 伊藤 真千子
7番 伊藤 紋次	8番 原田 安生

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	佐々木 尚也	参事	村松 元樹
総務課長	内藤 敏行	税務会計課長	伊藤 まり子
振興課長	長谷川 伸	地域支援課長	伊藤 知幸
医療センター事務長	前地 忠和	住民福祉課長	伊藤 太
経済課長	夏目 明剛	事業課長	原田 経美
教育課長	栗嶋 賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山 和正	書記	神谷 純子
--------	-------	----	-------

## 出席議員の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 承認第 8号 令和2年度東栄町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて  
日程第4 承認第 9号 令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて  
日程第5 議案第55号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第6 議案第56号 東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について  
日程第7 議案第57号 東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

## ----- 開 会 -----

### 議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますのでただ今から令和2年第4回東栄町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にご配布した日程の通りでございます。

## ----- 会議録署名議員の指名 -----

### 議長（原田安生君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により2番森田昭夫君、5番加藤彰男君の2名を指名します。

## ----- 会期の決定 -----

### 議長（原田安生君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会議は本日限りとしたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

御異議なしと認めます。よって会期は本日限りといたします。

## ----- 承認第8・9号 -----

### 議長（原田安生君）

これより本日本日予定された議案の審議に入ります。ここでお諮りいたします。日程第3 承認案第8号令和2年度東栄町一般会計補正予算第8号の専決処分の承認を求めることについて、日程第4 承認第9号令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについて、以上2案件の補正予算を一括議題とすることにご異議はございませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって承認第8号及び承認第9号を一括議題といたします。2案件に対する予算内容の説明を求めます。

(議長、副町長の声あり)

**議長（原田安生君）**

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

承認第8号令和2年度東栄町一般会計補正予算第8号の専決処分の承認を求めることについて。それからもう1枚めくっていただきまして。承認第9号令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについて。今回の専決処分につきましては、三輪浄水場の膜ろ過装置が目詰まりし、十分な流量が浄水場に供給できなくなり、膜ろ過装置の洗浄する必要性が生じた件につきまして早急に対応すべきものとして11月24日付で専決処分をさせていただいたものです。関連がありますので一般会計及び簡易水道特別会計を一括して説明させていただきます。それでは予算書の1ページをお願いいたします。専決第10号令和2年度東栄町一般会計補正予算第8号について。続いて2ページをお願いいたします。今回の一般会計の補正は歳入歳出それぞれ297万円を追加し、予算総額を43億3950万7千円とするものです。次に5ページをお願いいたします。専決第11号令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第2号について。続いて6ページをお願いいたします。簡易水道特別会計の補正は歳入歳出それぞれ297万円を追加し予算総額を1億9164万1千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。最初に一般会計の説明からさせていただきます。歳出からお願いいたします。6ページをお開きください。4款1項3目環境衛生費28節は簡易水道特別会計の補正による繰出金です。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。今回の補正の財源につきましては、19款の繰越金を充てます。続きまして簡易水道特別会計の説明をさせていただきます。14ページをお願いいたします。2款1項1目水道管理費13節膜ろ過洗浄業務委託料は、三輪簡易水道のろ過装置の2系統を薬品洗浄するための費用です。1系統ずつ交互に洗浄を行うことで排水に支障をきたさないように行います。次に歳入の説明させていただきます。12ページをお開きください。今回の補正の財源につきましては5款1項1目の一般会計繰入金を充てます。以上で一般会計及び簡易水道特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。

**議長（原田安生君）**

各議案に対する説明が終わりました。これより質疑に入ります。承認第8号及び承認第9号の質疑を一括して行います。一般会計補正予算第8号及び簡易水道特別会計補正予算第2号になります。質疑はございませんか。

(議長、4番の声あり)

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

補正予算書の14、15ページ、水道管理費委託料の中の膜ろ過洗浄業務委託について伺います。この委託を行うに至った概要についてはご説明いただきましたが、この件で町民生活への影響があったか伺いたいと思います。また、この洗浄が必要になった地域は三輪ということだったんですが、どの程度の地域に対して影響が出たか伺います。

（議長、事業課長の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、事業課長。

**事業課長（原田経美君）**

最初にどこの区域に異常をきたしたかということなのですが、ぎりぎりで見つけたために支障はきたしてないと思っております。それから区域についてはですけれども三輪浄水場と管が接続されておりますので区域等を若干変更した所もありますけれども支障はないようにやっております。以上です。

（議長、4番の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

今回の業務委託1回きりで解決できる問題なのか伺います。

（議長、事業課長の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、事業課長。

**事業課長（原田経美君）**

膜ろ過につきましては、年数が経ちますとやはりどんどん詰まってくるものであります。うちの算定では10年か12年に1回ぐらいは交換をしなければいけない。その間に洗浄等を様子を見ながらやっていかなければいけないということになってきます。

**議長（原田安生君）**

はい、そのほかございませんか。以上で承認第8号及び承認第9号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。はじめに承認第8号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案

は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって承認第8号令和2年度東栄町一般会計補正予算第8号の専決処分の承認を求めることについての件は承認されました。

次に承認第9号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

(なしの声あり)

御異議なしと認めます。よって承認第9号令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第2号の専決処分の承認を求めることについての件は承認されました。

#### ----- 議案第 55・56・57 号 -----

#### 議長（原田安生君）

次に日程第5議案第55号東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第6議案第56号東栄町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第7議案第57号東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、以上3案件を一括議題として質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

御異議なしと認めます。よって議案第55号から議案第57号までを一括議題といたします。3案件に対する執行部の説明を求めます。

(議長、総務課長の声あり)

#### 議長（原田安生君）

はい、総務課長。

#### 総務課長（内藤敏行君）

失礼します。それでは人事院勧告に伴います給与等の条例の一部改正について議案第55号から57号の3件を一括上程させていただきます。最初に本年度の人事院勧告のポイントでございますが、期末手当、勤勉手当につきまして、民間の支給割合との均衡を図るため、現行の6月、12月期の期末手当、勤勉手当の合計4.5ヶ月分を0.05月分引き下げ4.45月分とします。今回12月の期末手当で0.05月分引き下げ調整をさせていただきます。なお特別職、議会議員報酬につきましても同様でございます。最初に議案第55号東栄町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。それでは1枚めくっていただきまして、第1条関係の新旧対照表でございます。左が改正後であります。期末手当第20条2項であります。6月分の期末手当は既に支給済みであるため12月の期末手当で従来基礎額に100分の130を乗じるところを0.05月分引き下げ100分の125に改正します。3項でございますが、ここは再任用職員に係るものでございます。再任用職員の支給率100分の72.5の変更はありませんが、条文中第20条2項で100分の125と引き下げましたので、第3項でも同じく100分の130を100分の125に改めます。一

枚めくっていただきたいと思います。第2条関係でございますが、これは令和3年度からの改正となります。6月、12月の期末手当、勤勉手当の支給割合を4.45月分とするため、こちらにつきましても期末手当で調整します。前のページの1条関係で期末手当の基礎額に100分の125に改正したものを今度はここでは0.025月引き上げ100分の127.5となります。これを6月、12月2回支給することによりまして結果100分の130から0.05月分引き下げとする改正でございます。3項では再任用職員に改正するものでございます。最初のページに戻っていただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし2条の規定は令和3年4月1日から施行する。提案理由につきましては、この案を提出するのは令和2年人事院勧告に準拠した措置を講ずるため所要の改正を行う必要があるからである。次に議案第56号でございます。ここでは特別職の条例改正でございます。東栄町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、1枚めくっていただきたいと思います。ここも同じように期末手当を0.05月引き下げます。中段あたりの100分の130を100分の125に、100分の170を165に引き下げます。1枚めくってください。2条関係ですが、同じように令和3年度からの改正分となります。ここでは前のページの1条関係で期末手当の基礎額に100分の165から0.025引き上げ100分の167.5とします。これを6月、12月2回支給することによりまして結果従前の100分の170から0.05月分引き下げた形となります。次に議案第57号であります。これは東栄町議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。1枚めくっていただきたいと思います。新旧対照表になりますが、まず1条関係ですが、この議案も同様、期末手当を0.05月分引き下げを行います。下から2行目になりますが100分の130を100分の125に100分の170を100分の165に引き下げます。同じように1枚めくっていただきます。2条関係でございます。これも令和3年度分からの改正となります。こちらの改正も一旦0.05月引き下げたものを令和3年4月1日からの改正では6月、12月でそれぞれ0.025を引き下げることになりますので結果数値としては上がっていると思われませんが結果として従前と比べると0.05月分引き下げたこととなります。以上です。

#### 議長（原田安生君）

各議案に対する説明が終わりました。これより各議案の質疑に入ります。はじめに議案第55号東栄町職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

（議長、4番の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、4番。

#### 4番（浅尾もと子君）

期末手当の引き下げの議案ということなのですが引き下げの対象となる職員の範囲を伺います。正規の職員、再任用の職員、会計年度任用職員も含まれるのか伺います。

（議長、総務課長の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今、浅尾議員が言われたとおり、3つでしたね。正規の職員、再任用の職員と会計年度任用職員、再任用職員につきましての支給割合は変わりませんが、条文の中では動きますのでここについては条例を改正いたします。

（議長、4番の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

すみません、ちょっとうまく理解できなかったのですが、再任用職員の方が受け取る期末手当は下がるということでしょうか。

（議長、総務課長の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

ちょっと例をあげてもよろしいでしょうか。議案第55の新旧対照表の1条関係1分の1ページをご覧ください。ちょっと条文にするとちょっとややこしくなるんですが、第20条第3項になります。右の方改正前ですと再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中100分の130とあるのは100分72.5とする。左に行きまして改正後になります。3項ですけれども再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中100分の125とあるのは100分の72.5とするのでございますので100分の72.5と100の72.5ですので支給割合は変わりません。これ読み替え規定ですのでちょっとややこしいと思います。以上です。

（議長、4番の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

本議案の影響額を伺いたいんですが。全職員の期末手当の引き下げによるおおよその影響額総額を伺いたいと思います。全職員が難しければ役場の職員、医療センターの職員、保育園の職員などそれぞれの総額などわかる範囲でご答弁ください。

（議長、総務課長の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

保育士さんですとかこまごま出しておりませんが、一般職として約73万円の減、病院医療センター関連ですが予算ベースで46万円の減、議員各位におかれましては11万5千円の減、このようになっております。以上です。

議長（原田安生君）

ほかにございますか。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（議長、4番の声あり）

議長（原田安生君）

反対ですか。まず反対者の発言を許します。

4番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子です。反対討論を行います。本議案の内容は10月7日人事院が国家公務員一般職の一時金に当たる期末勤勉手当の年間支給月数について前年度より0.05カ月少ない4.45カ月とするよう国会と内閣に勧告したこと、そして国会での給与法の可決によって同じ公務員である東栄町の一般職員の期末手当も減額するというものです。しかし、人事院勧告並びに人事委員会の勧告には法的拘束力はありません。なぜ職員の期末手当を引き下げなくてはならないのでしょうか。人事院総裁の談話を読みますと、勧告の基礎となる民間給与の実態調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による企業活動が全国的に大きな影響を受けている中で行われました。すなわち新型コロナ感染拡大に伴う景気の衰退があり、民間の一時金水準が公務員のそれを下回ったためです。私はこの間、東栄町内の事業者さんの声を聞いて参りました。新型コロナの影響は大変なものであります。東栄町は、いち早く国の持続化給付制度の独自の上乗せ施策を行いました。9月議会での経済課の答弁によりますと町内事業者の半数近くが利用するという見通しであります。今後更なる支援策が必要になると考えます。同時にこの間の町職員の皆さん、東栄医療センターの医師、看護師など医療スタッフ、保育園職員の皆さんが新型コロナウイルス感染症を防ぎながらそれぞれの任務のその先頭に立って奮闘してきたと思います。人事院総裁の談話にも厳しい勤務環境のもと困難な業務であっても誇りを持って真摯に取り組んでいる公務員各位に心からの敬意を表すとしております。コロナ禍のもと正規の職員、会計年度任用職員の皆さんの懸命な働きに応えるのであれば、私はこのまま人事院や国、菅政権の期末手当引き下げという決定に従うべきではないと考えます。以上の理由により私は町職員の皆さんの期末手当を減額する本議案に反対いたします。

議長（原田安生君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

(議長、1番の声あり)

議長(原田安生君)

はい、1番。

1番(伊藤芳孝君)

賛成討論をさせていただきます。人事院勧告と言うと例年増額ということで決まってきたおるわけなのです。本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も受けてですね、それを考慮して民間給与の実態調査を人事院の方でも2度やったようなことも聞いています。この新型コロナウイルスの感染症拡大によってですね厳しい労働環境の中で勤務をされている方も大勢みえます。本当に職員の皆さんも身を粉にして働いてくれていますけど、ここはですね国にとっても非常事態と言っても良いような状況だと思っています。0.05か月ということですが、この大変な時期をですね皆で乗り越えていきたいというようなことで賛成をさせていただきます。以上です。

議長(原田安生君)

ほかに討論はございませんか。以上で討論を終わります。これより議案第55号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

< 賛成者6名 >

はい、挙手多数です。よって議案第55号の件は原案のとおり可決されました。

次に議案第56号東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

(議長、4番の声あり)

議長(原田安生君)

はい、4番。

4番(浅尾もと子君)

先程と同じですが、本議案によって町長、副町長、教育長の町三役に対する期末手当の引き下げの影響額総額を伺います。

(議長、総務課長の声あり)

議長(原田安生君)

はい、総務課長。

総務課長(内藤敏行君)

三役につきましては、個別には出ておりません。一般職の72万8431円の中に含まれておりますので、すみませんそこら辺は出しておりませんのでよろしく申し上げます。

**議長（原田安生君）**

そのほか質疑ございますか。以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 56 号の案件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（なしの声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 56 号東栄町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件は原案のとおり可決されました。

次に議案第 57 号東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

（なしの声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 57 号の案件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議はございませんか。

（なしの声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 57 号東栄町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての件は原案のとおり可決されました。

----- **閉 会** -----

**議長（原田安生君）**

以上で本臨時会に上程されました案件は議了いたしました。これをもちまして令和 2 年第 4 回東栄町議会臨時会を閉会いたします。

< 16 : 30 閉会 >

以上のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

東栄町議会議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_